## 独立した監査法人の検証報告書

平成27年 7月24日

北海道電力株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

業務責任者
公認会計士

業務責任者
公認会計士

本務責任者
公認会計士

本務責任者
公認会計士

本務責任者
公認会計士

当監査法人は、「一般電気事業部門別収支計算規則」(平成18年 経済産業省令第3号)第3条の規定に基づき、北海道電力株式会社の第91期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の部門別収支計算書について検証を行った。この部門別収支計算書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から部門別収支計算書に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用は、当監査法人が金融商品取引法に基づく監査 を実施した第91期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会報告第22号「一般電気事業者が作成する部門別収支計算書に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」(平成21年5月19日 日本公認会計士協会)に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に部門別収支計算書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した収益、及び費用の配賦基準となる数値の検証も含め全体として部門別収支計算書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の部門別収支計算書が、部門別収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る部門別収支配分基準及び同規則第2条第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき、北海道電力株式会社の第91期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の部門別の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上